

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件について（概要）

1. 改正の趣旨

- 指定障害児相談支援、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「相談支援専門員」と総称する。）については、
 - ・指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）
 - ・指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）
 - ・指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）（以下、総称して「3告示」という。）にその要件等が定められている。
- 「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめ（平成31年4月10日相談支援の質の向上に向けた検討会）を踏まえ、相談支援専門員の効果的な育成等の観点から、研修科目等について規定する3告示を改正する等の所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

（1）改正の概要

- ① 3告示において規定する相談支援従事者現任研修及び相談支援従事者初任者研修が満たすべき内容について、講義の科目及び時間数について、別紙のとおり拡充等を行う。
- ② 3告示において規定する相談支援従事者現任研修の受講要件として、受講開始日前5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は相談支援従事者現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事していることを加える。
- ③ 3告示中、相談支援専門員になるための要件として、相談支援従事者初任者研修等を修了し、かつ、5年ごとに相談支援従事者現任研修を修了しなければならなかったところ、相談支援従事者現任研修に代えて主任相談支援専門員研修を修了することによっても要件を満たすこととする。
- ④ 3告示において規定する相談支援従事者現任研修が満たすべき内容について、廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第549号）の別表第1において定める内容以上で可とする規定を削除する。

(2) 経過措置等

- ① 3告示等の一部を改正する告示（以下「本告示」という。）の適用の日（令和2年4月1日）前に、本告示による改正前の3告示に定める相談支援従事者初任者研修が満たすべき内容を満たした研修を修了した者（同日前に受講を開始し、同日以降に修了した者を含む）は、本告示が定める相談支援従事者初任者研修を修了した者と同様に扱うこととする。
 - ② 本告示の適用の日（令和2年4月1日）前に主任相談支援専門員研修を修了した者については、当該研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は相談支援専門員として従事するための研修修了要件を満たす者とみなす。
 - ③ 本告示の適用の日（令和2年4月1日）前5年間において、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者は、同日からこれらの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間で初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、(1)②の要件を満たしていることを要しない。
- (3) その他相談支援従事者初任者研修の規定を引用している法令（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号））の改正を行う等所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
 - ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項
- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項
- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項

4. 告示日・適用期日

告示日 令和元年9月上旬（予定）
適用期日 令和2年4月1日（予定）